

公共調達の活用による女性の活躍促進について

令和4年3月29日
内閣府男女共同参画局

公共調達の活用による女性の活躍促進 〔ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を加点評価する取組〕

1. 取組のねらい・概要

令和4年3月時点

- 女性の活躍を推進するため、その前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けて、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、平成28年度から、国等の調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施

2. 取組の内容

- 取組の実施主体 国の機関及び独立行政法人等
- 取組の対象となる調達 価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）
の審査においてワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を設定
- 加点評価の対象となる企業（以下の認定企業等を「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）
 - ・ 女性活躍推進法に基づく認定企業等 { えるぼし認定（1,601社）、プラチナえるぼし認定（23社）、
一般事業主行動計画策定企業（常時雇用する労働者300人以下）
（12,182社） ※企業数はいずれも令和3年12月末時点 }
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 { くるみん認定（3,755社）、プラチナくるみん認定
（475社） ※企業数はいずれも令和3年12月末時点 }
 - ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業 { ユースエール認定（905社）
令和4年3月23日時点 }
- ※ 上記の認定は、いずれの認定基準においても、ワーク・ライフ・バランスの取組に関するものとして、長時間労働の抑制に関する事項を設けている。
- ※ 地方公共団体は、国に準じた施策を実施するよう努めることとされている（女性活躍推進法第24条第2項）。



（総合評価落札方式）入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、予定価格の制限の範囲内にある者のうち、あらかじめ定めた性能等に係る評価基準に従って評価し、その評価と入札の価格から、国にとって最も有利な者を落札者とする方式。
（企画競争方式）業者選定の公平性、透明性を図るため、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れたものを選定する方式。

3. 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画））に定める配点例（令和2年6月1日施行）

令和4年3月時点

評価項目例	認定等の区分※2		総配点に占める加点の割合〔単位：％〕			
			配点例① (12%の場合)	配点例② (10%の場合)	配点例③ (7%の場合)	配点例④ (5%の場合)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)	プラチナえるぼし※3 	12	10	7	5
		えるぼし3段階目※4 	10	8	6	4
		えるぼし2段階目※4 	8	7	5	3
		えるぼし1段階目※4 	5	4	3	2
		行動計画策定※5 	2	2	1	1
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん 	9	8	5	4
		くるみん（新基準）※6 	7	6	4	3
		くるみん（旧基準）※7 	5	4	3	2
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 (ユースエール認定企業) 		9	8	5	4

※1 具体的な配点については、契約の内容に応じ、各府省において配点の割合を含めそれぞれ設定

※2 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点

※3 女性活躍推進法第12条に基づく認定

※4 女性活躍推進法第9条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※5 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※6 新くるみん認定（平成29年改正省令による改正後の認定基準（平成29年4月1日施行）に基づく認定）

※7 旧くるみん認定（平成29年改正省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の経過措置に基づく認定）

	くるみん・プラチナくるみん		えるぼし・プラチナえるぼし	
根拠法令	次世代育成支援対策推進法 (以下「次世代法」という。)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (以下「女活法」という。)	
概要	くるみん認定  次世代法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出を行い、その計画に定めた目標を達成する等の一定の要件を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定	プラチナくるみん認定  くるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業を、より優良な「子育てサポート企業」として特例認定	えるぼし認定 1段階  2段階  3段階  女活法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出をした企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした企業を認定 ※満たした要件の数で段階が変わる	プラチナえるぼし認定  えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした企業を認定
主な要件 (概略)	➢一般事業主行動計画の策定・届出 (常時雇用する労働者数が101人以上の企業は策定義務有)		➢一般事業主行動計画の策定・届出 (常時雇用する労働者の数が301人以上の企業は策定義務有) ※令和4年4月から義務の対象が101人以上の企業に拡大	
	➢行動計画に定めた目標を達成したこと		➢採用 (①②いずれかに該当) ①男女別の採用における競争倍率が同程度 ②女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上	
	➢労働時間数		➢継続就業 (①②いずれかに該当) ①女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数 ②女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇用割合	
	フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 各労働者の月平均時間外労働	45時間未満 60時間未満	①が7割以上 ②が8割以上 ①が8割以上 ②が9割以上	
	➢女性の育児休業等取得率 75%以上		➢労働時間数 雇用管理区分ごとの労働者の月平均時間外・休日労働 45時間未満	
	➢男性の育児休業等取得率		➢管理職に占める女性の割合	
			産業ごとの平均値以上	産業ごとの平均値の1.5倍以上
	育児休業 7%以上 育児休業＋育児目的休暇 15%以上	育児休業 13%以上 育児休業＋育児目的休暇 30%以上	➢多様なキャリアコース 女性の非正社員から正社員への転換等の実績を有すること	
認定の メリット	➢商品や広告等へのマーク使用 ➢公共調達の加点評価			

3

公共調達の活用による女性の活躍促進に係る政府文書

「第5次男女共同参画基本計画」(抄)

(令和2年12月25日閣議決定)

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

4 経済分野

(2) 具体的な取組

ア 企業における女性の参画拡大(抄)

- ③ 公共調達において、女性活躍推進法に基づく認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。【内閣府、厚生労働省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」(抄)

(令和3年6月16日政府決定)

II 女性の登用目標達成に向けて ～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

(2) 経済分野：企業、商工会・商工会議所、公共調達

○公共調達の活用による女性の活躍促進

公共調達において、女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を更に推進するため、独立行政法人等における標準的な加点割合を含む加点評価に関する方針の策定状況について、令和3年度から新たに調査を行う。その結果も踏まえながら、国の機関及び独立行政法人等に対し、同方針の策定や標準的な加点割合の引上げを要請する。【内閣府】

また、女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等の受注機会の増大に向けて、令和3年度に、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」を改正する。【内閣府】

さらに、国の機関及び独立行政法人等の取組の進捗状況について、より一層の「見える化」を行う。【内閣府】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針）の策定に向けて

令和3年11月29日 第65回男女共同参画会議
岸田文雄内閣総理大臣発言

（首相官邸HPより）



本日の男女共同参画会議では、女性版骨太の方針の策定に向けた議論を開始いたしました。有識者の皆様方におかれましては、それぞれ、数々の御意見を頂きました。御協力に感謝を申し上げます。

岸田内閣では、個性と多様性を尊重する社会を目指します。多様な声をあらゆる政策にいかし、全ての人が生きがいを感じられる社会をつくってまいりたいと思います。また、本日の説明にもありましたとおり、地方活性化、男女共同参画の推進、そして少子化対策、これらは密接に関連しており、若い女性の地方での定着を促し、全国各地で男女共同参画の好循環を生み出していく必要があります。こうした社会を実現する鍵として、4つの柱立てが示されました。

第1に、女性の経済的な自立です。新型コロナは女性の就業や生活に強い影響を及ぼしました。ひとり親等への支援に加えて、同一労働同一賃金の徹底など、男女間の賃金格差の解消に向けた構造的な対応を進めます。また、賃上げ促進税制の控除率の大胆な引上げ、人への投資の抜本的な強化、民間の賃上げに先んじた公的価格の見直しなど、分配戦略を強化し成長と分配の好循環による女性の所得向上を通じた新しい資本主義の実現に取り組んでまいります。

第2に、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現です。配偶者暴力への対策を抜本的に強化するとともに、性犯罪に関する刑法改正に向けた議論も進めてまいります。また、女性の健康上の課題を技術で解決する、いわゆるフェムテックの推進などにも力を入れてまいります。

第3に、男性の活躍の場を家庭や地域社会にも広げてまいります。男性の育児休業取得を強力に推進するとともに、テレワークなど多様な働き方の定着を促進してまいります。

第4に、第5次男女共同参画基本計画に掲げた目標の達成に向けた取組です。**政府としても、公共調達で女性に優しい企業を優遇するなど、女性の活躍を促進いたします。**

来年6月をめどとする女性版骨太の方針の策定に向けて、引き続き議論を深めていただき、実効性のある具体策を取りまとめたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

加点評価の取組の実施状況（概況）

1. 加点評価の取組を実施した調達規模及び取組可能調達に対する実施割合

（1）国の機関

- ▶ 過去3か年度の推移を見ると、全体では取組を実施した調達の件数・金額ともに増加しているものの、令和2年度の実施割合（金額ベース）は4割に留まっている。
- ▶ 物品役務等では、過去3か年の実施割合（金額ベース）は95%超で推移している。
- ▶ 公共工事等では、取組の件数・金額ともに前年度から微増しているものの、令和2年度の実施割合（金額ベース）は2割を下回っている。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体	金額	約1兆2,100億円 (32.8%)	約1兆2,700億円 (32.5%)	約1兆9,500億円 (40.4%)
	件数	約9,500件 (28.3%)	約10,200件 (30.5%)	約12,800件 (36.0%)
(物品役務等)	金額	約8,000億円 (95.8%)	約9,000億円 (97.7%)	約1兆3,600億円 (97.6%)
	件数	約9,100件 (93.7%)	約9,300件 (94.3%)	約9,400件 (96.5%)
(公共工事等)	金額	約4,000億円 (14.2%)	約3,700億円 (12.5%)	約6,000億円 (17.3%)
	件数	約400件 (1.6%)	約900件 (3.9%)	約3,500件 (13.4%)

※1 取組可能調達全体に占める取組実施済調達の割合を()内に記載。

※2 取組可能調達は、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達から、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成19年12月7日閣議決定)にのっとり行われる自動車の購入・賃貸借に係る調達、取組開始前に設定された長期継続契約等に基づく事業に係る調達及び加点評価の対象企業となれない者のみを契約対象とする事業に係る調達を除いたもの。

※3 公共工事等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等。物品役務等は全体から公共工事等に係る調達を除いたもの。

(2) 独立行政法人等

- ▶ 取組を実施した調達の数・金額ともに増加しており、令和2年度の実施割合（金額ベース）は8割を上回っている。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体	金額	約6,700億円 (43.3%)	約8,600億円 (72.9%)	約1兆300億円 (87.4%)
	件数	約6,400件 (61.0%)	約7,400件 (79.6%)	約7,700件 (84.7%)

2. 国の機関及び独立行政法人等の加点評価に関する方針等の策定状況

- ▶ 国の機関では、27機関中21機関が加点評価に関する方針及び標準的な加点割合を策定。
- ▶ 独立行政法人等では、181法人中138法人が方針を策定しており、同138法人中113法人が同方針において標準的な加点割合を策定。

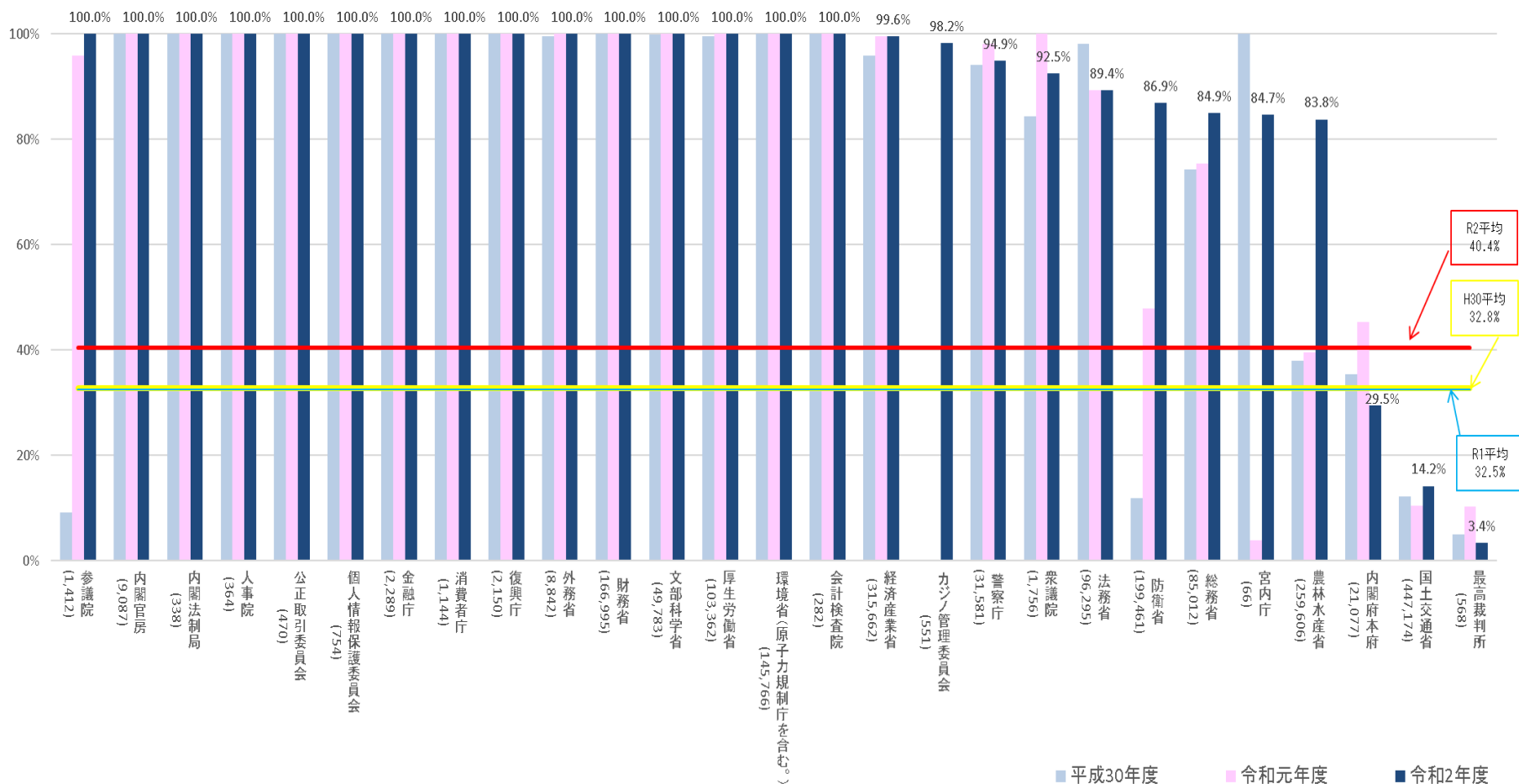
	加点評価に関する方針を 定めている数と割合	加点評価に関する方針において標準的な 加点割合等を定めている数と割合
国の機関	27機関中21機関 (77.8%)	21機関 (100%)
独立行政法人等	181法人中138法人 (76.2%)	113法人 (81.9%)

国の機関に関する実施状況の詳細

実施率（取組実施済調達／取組可能調達）の推移（金額ベース）①

1 全体（物品役務等＋公共工事等）

▶ 令和2年度において取組可能調達のあった27機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は12機関。

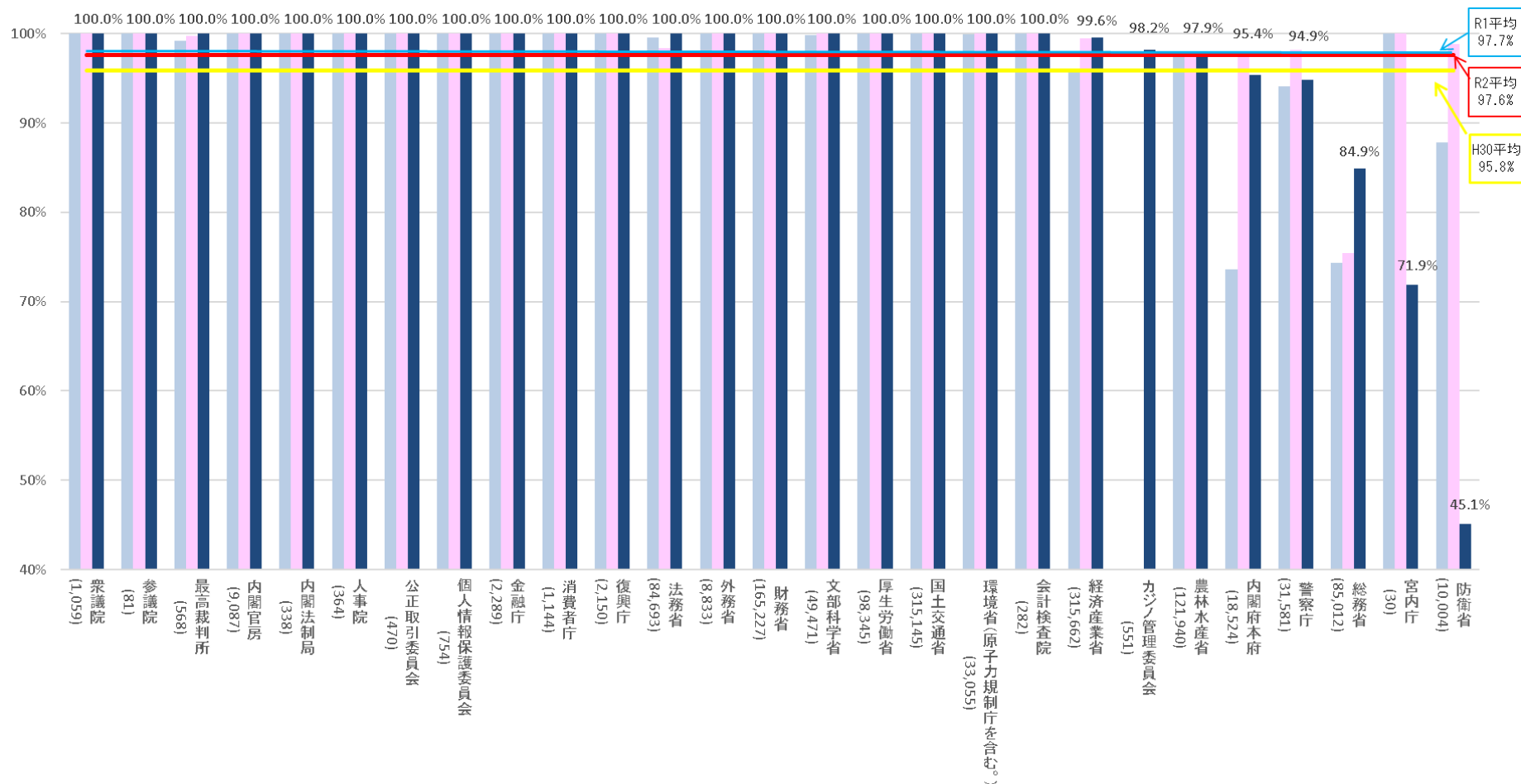


※1 各機関名の左に令和2年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和2年度実績を表記。

※2 カジノ管理委員会(令和2年1月設立)は、令和元年度の取組可能調達なし。外務省は、令和元年度の公共工事等の取組可能調達なし。

2 物品役務等

- ▶ 令和2年度において取組可能調達のあった27機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は8機関。



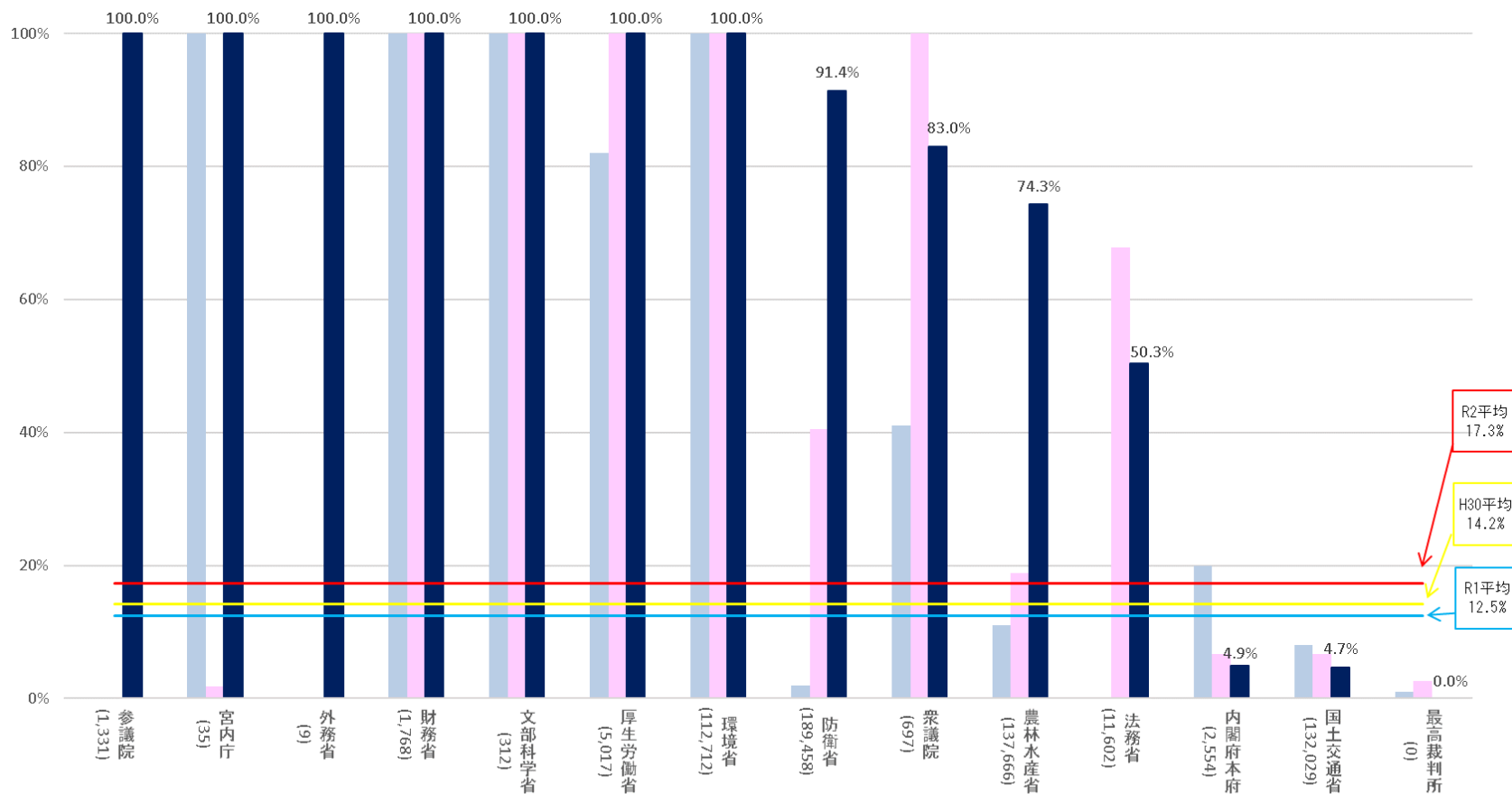
※1 各機関名の左に令和2年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和2年度実績を表記。

※2 カジノ管理委員会(令和2年1月設立)は、令和元年度の取組可能調達なし。

■ 平成30年度平均 ■ 令和元年度平均 ■ 令和2年度平均

3 公共工事等

- ▶ 令和2年度において取組可能調達のあった14機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は7機関。



※1 各機関名の左に令和2年度の実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和2年度実績を表記。

※2 外務省は、令和元年度の公共工事等の取組可能調達なし。

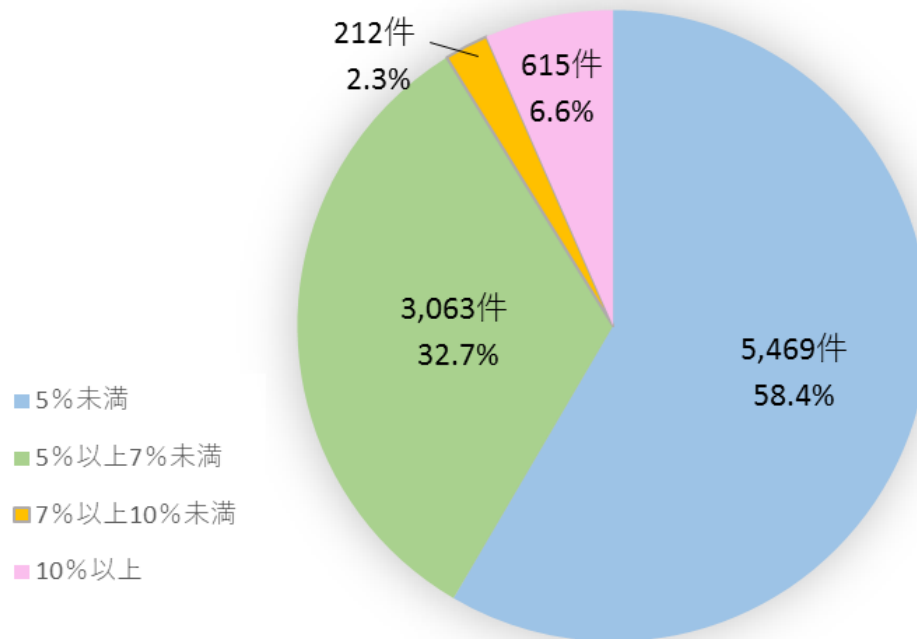
■ 平成30年度 ■ 令和元年度 ■ 令和2年度

令和2年度 取組実施済調達における加点割合の状況①

1 物品役務等

	加点評価を実施した調達の件数	加点割合の平均値
物品役務等	9,359件	4.3%

加点割合別の取組実施済み調達の件数（物品役務等）



取組を実施した調達のうち、約6割の調達が加点割合5%未満となっている。

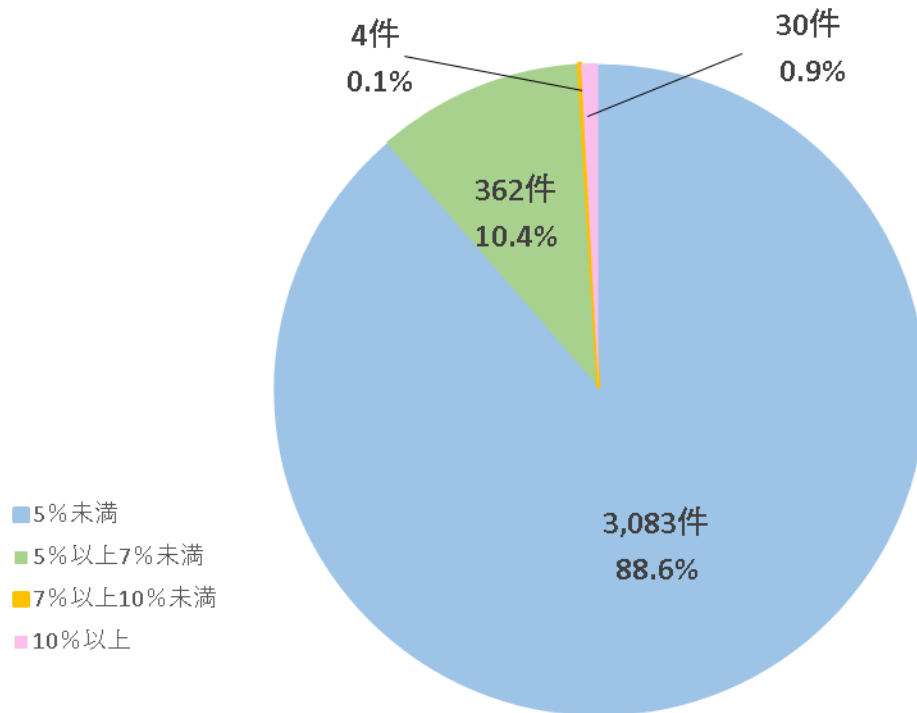
※実施要領には4パターン（5，7，10，12%）の加点割合を例示

令和2年度 取組実施済調達における加点割合の状況②

2 公共工事等

	加点評価を実施した調達の件数	加点割合の平均値
公共工事等	3,479件	2.1%

加点割合別の取組実施済み調達の件数（公共工事等）



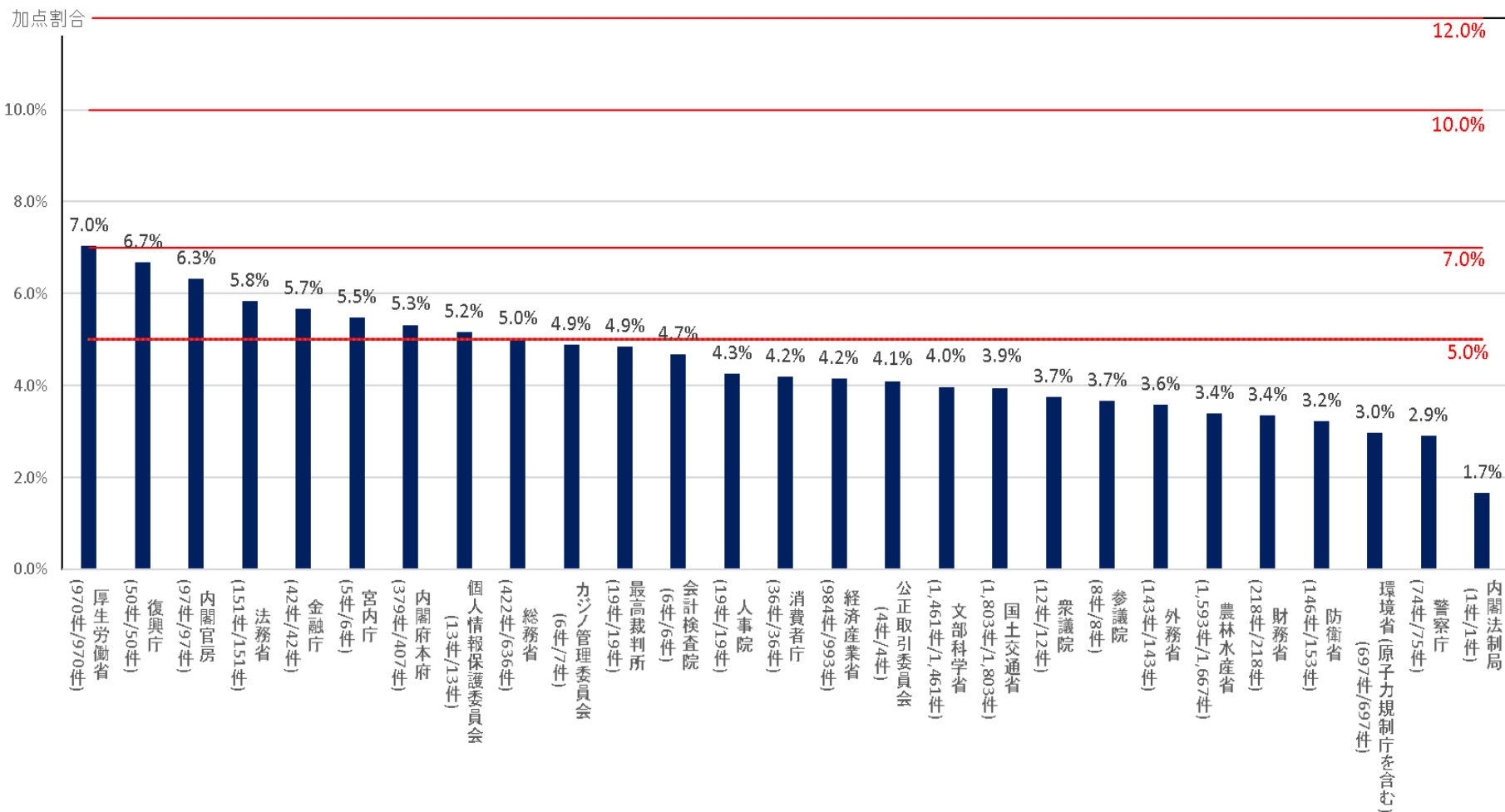
取組を実施した調達のうち、約9割の調達が加点割合5%未満となっている。

※実施要領には4パターン（5，7，10，12%）の加点割合を例示

令和2年度 機関ごとにみた取組実施済調達における加点割合の状況①

1 物品役務等

▶ 27機関中18機関において、加点割合（最大値）の平均が5%未満となっている。



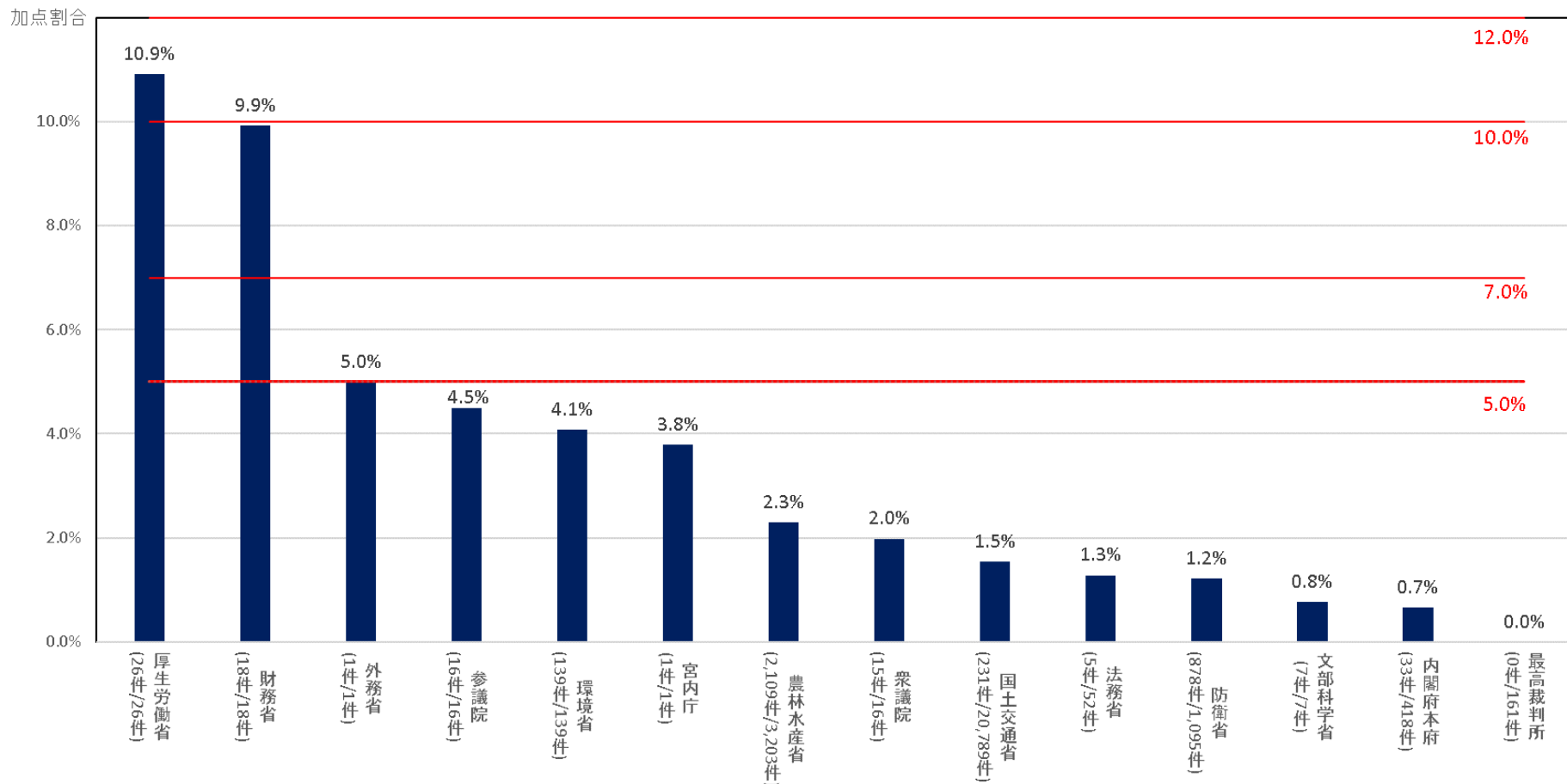
※1 各機関名の左に令和2年度の（取組実施済調達の件数／取組可能調達の件数）を記載

※2 赤字（5%, 7%, 10%, 12%）は、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）別紙1に例示している加点割合であり、「プラチナえるぼし認定」の施行に合わせて令和2年6月1日から実施（実施要領改正前は3%, 5%, 10%）

令和2年度 機関ごとにみた取組実施済調達における加点割合の状況②

2 公共工事等

- ▶ 取組可能調達のあった14機関中11機関において、加点割合（最大値）の平均が5%未満となっている。



※1 各機関名の左に令和2年度の（取組実施済調達の件数／取組可能調達の件数）を記載

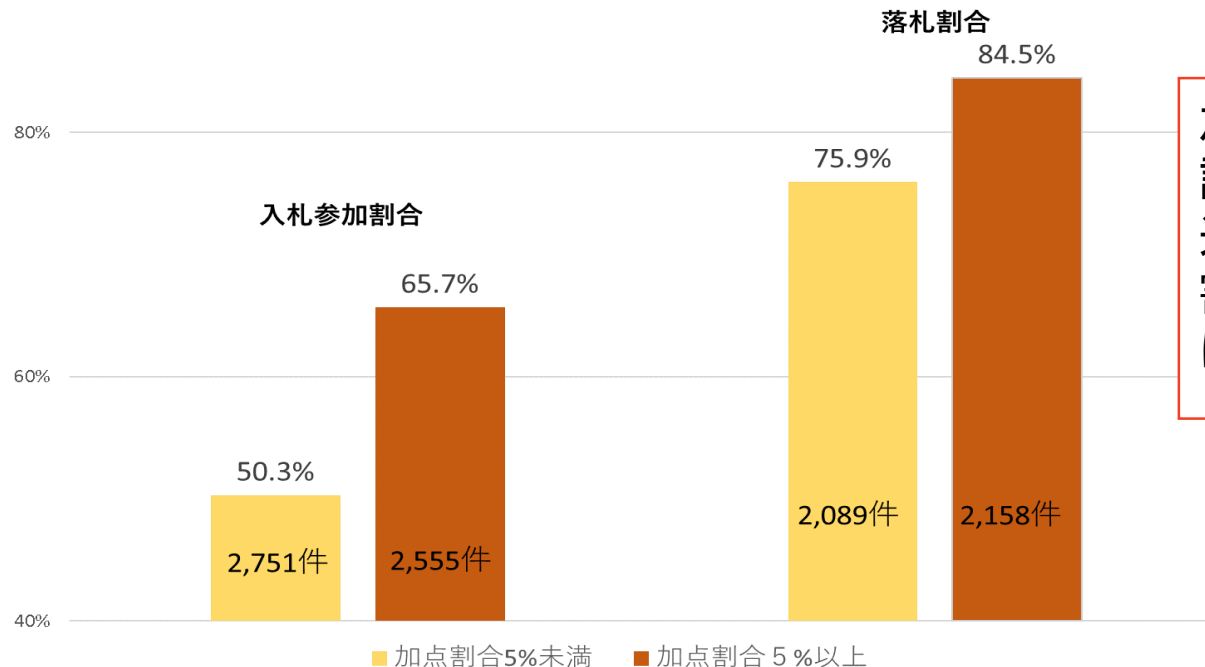
※2 赤字（5%, 7%, 10%, 12%）は、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）別紙1に例示している加点割合であり、「プラチナえるぼし認定」施行に合わせて令和2年6月1日から実施（実施要領改正前は3%, 5%, 10%）

令和２年度 取組実施済調達におけるワーク・ライフ・バランス等 推進企業の入札参加状況及び落札状況①

1 物品役務等

物品役務等	加点評価を実施した調達の件数 A	加点の対象となる企業の入札参加状況及び落札状況			
		入札参加件数 B	入札参加割合 B/A	落札件数 C	落札割合 C/B
加点割合５％未満	5,469件	2,751件	50.3%	2,089件	75.9%
加点割合５％以上	3,890件	2,555件	65.7%	2,158件	84.5%
合計	9,359件	5,306件	56.7%	4,247件	80.0%

（１）加点割合別の入札参加と落札の状況（物品役務等）



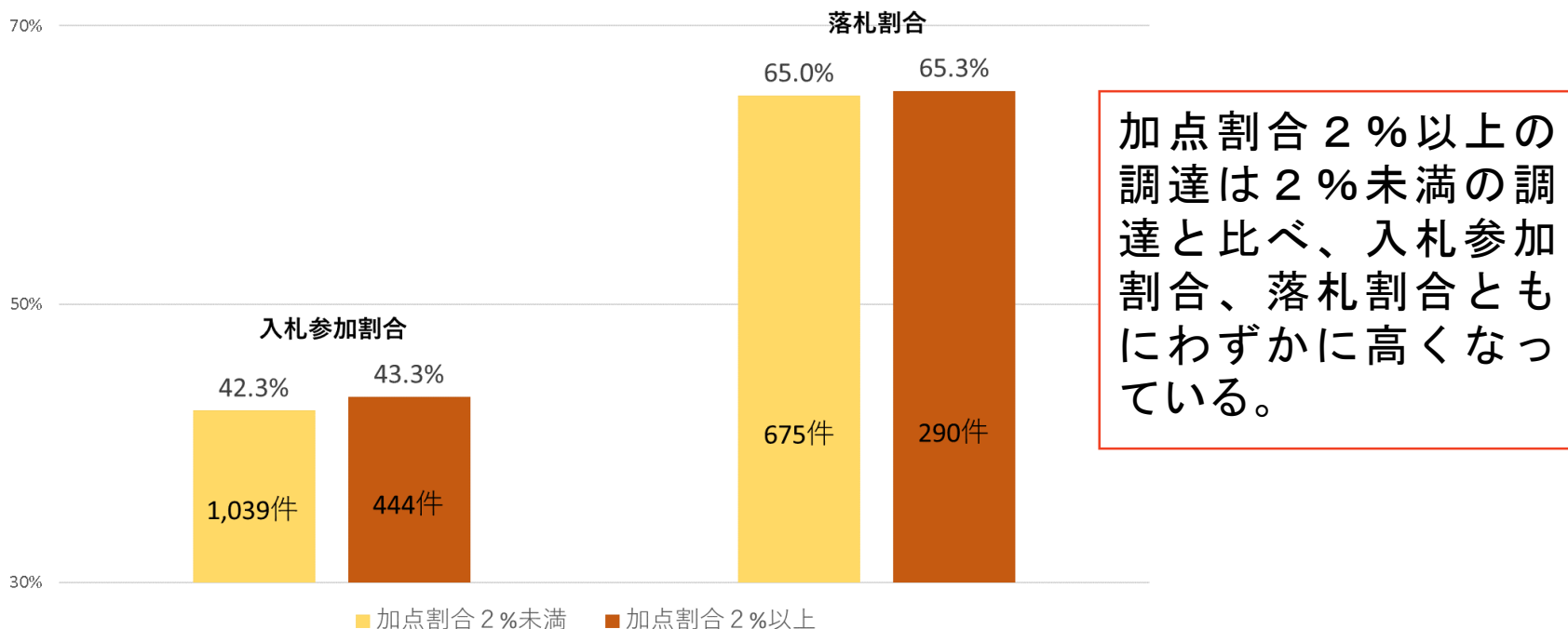
加点割合５％以上の調達は５％未満の調達と比べ、入札参加割合、落札割合ともに高くなっている。

令和２年度 取組実施済調達におけるワーク・ライフ・バランス等 推進企業の入札参加状況及び落札状況②

２ 公共工事等

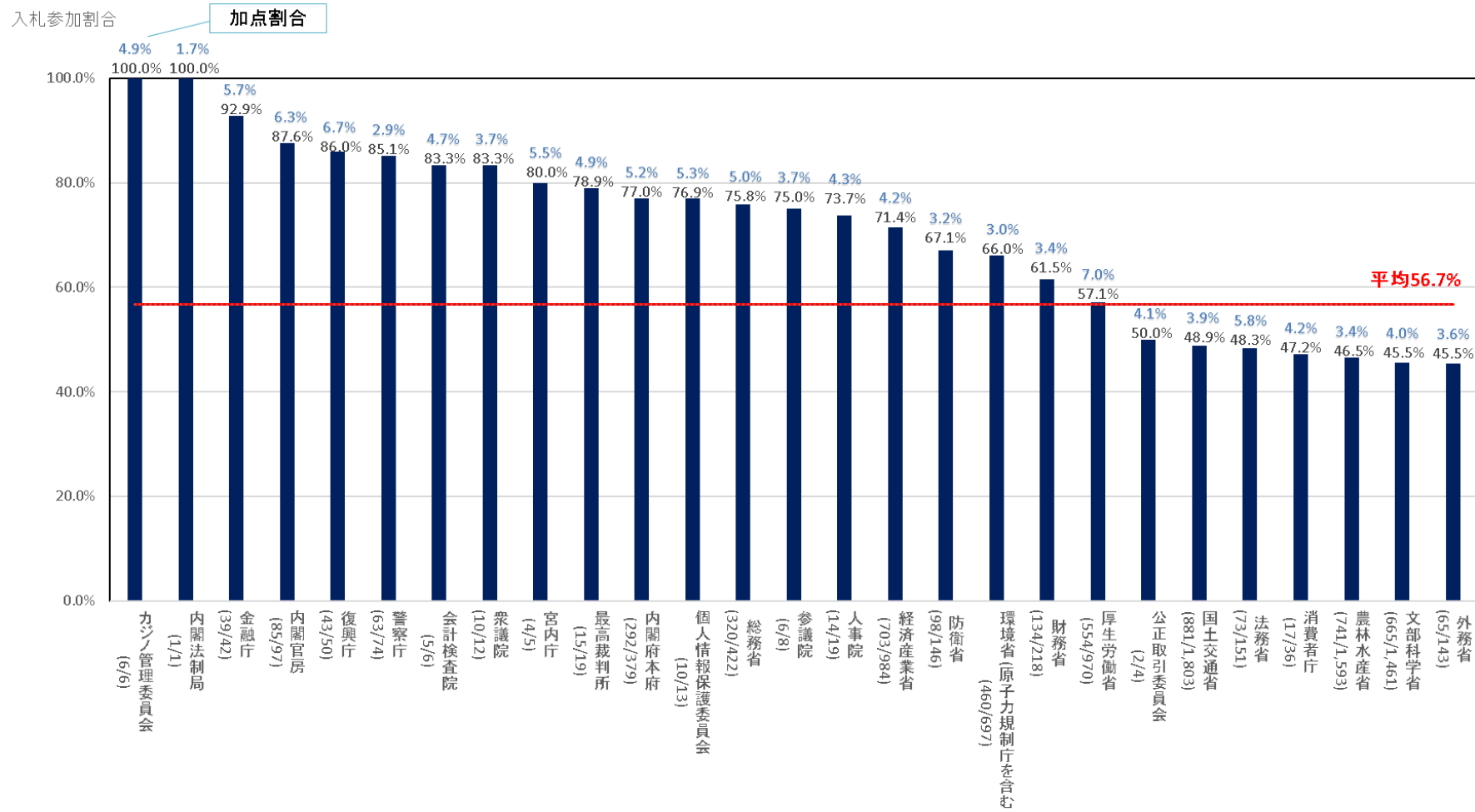
公共工事等	加点評価を実施した調達の件数 A	加点の対象となる企業の入札参加状況及び落札状況			
		入札参加件数 B	入札参加割合 B/A	落札件数 C	落札割合 C/B
加点割合２％未満	2,454件	1,039件	42.3%	675件	65.0%
加点割合２％以上	1,025件	444件	43.3%	290件	65.3%
合計	3,479件	1,483件	42.6%	965件	65.1%

（２）加点割合別の入札参加と落札の状況（公共工事等）



令和2年度 機関ごとにみた取組実施調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の入札参加の件数と割合①

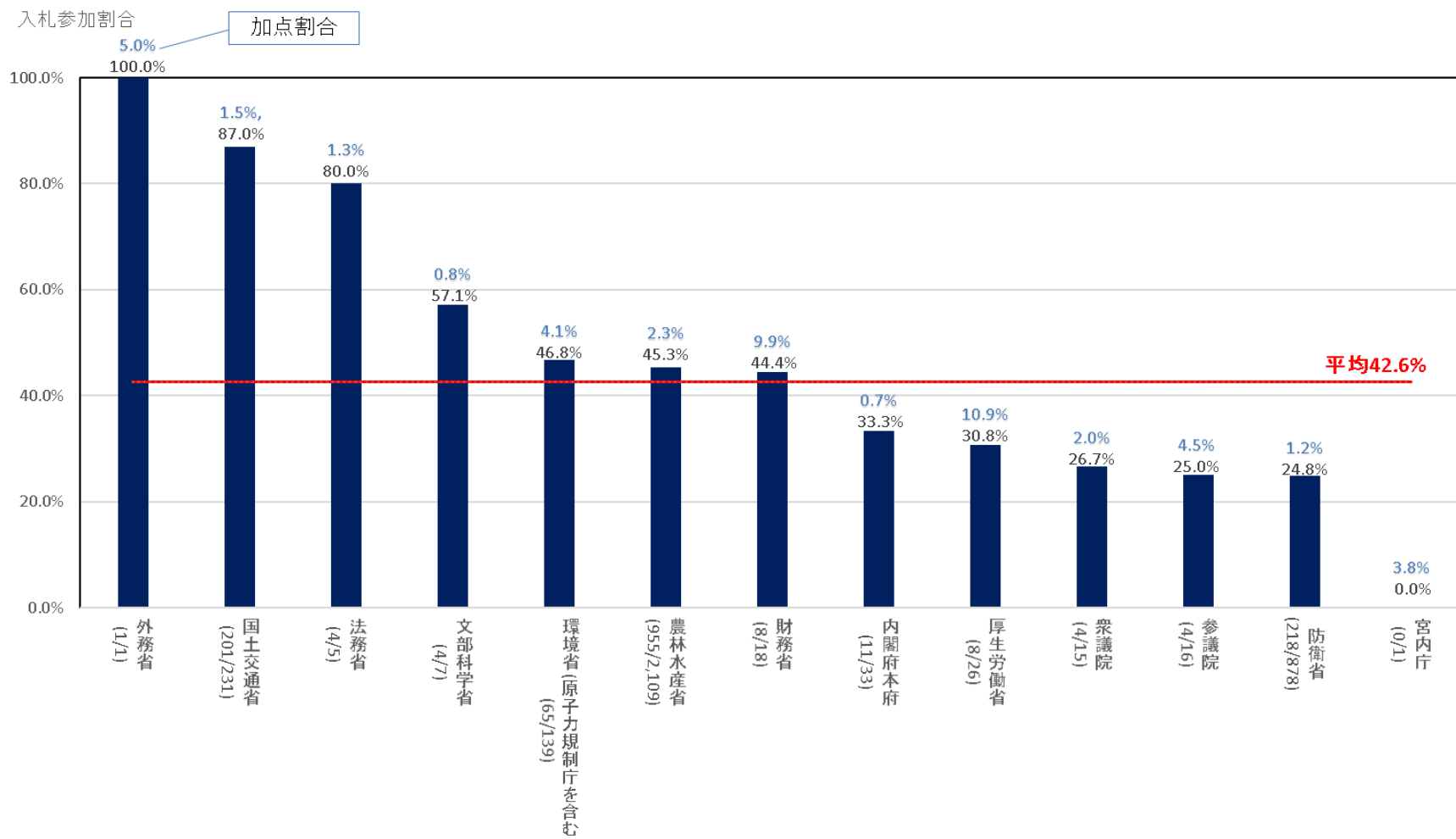
1 物品役務等



- ※1 各機関名の左に令和2年度の（WLB等推進企業が入札に参加した調達の件数／取組実施済調達の件数）を記載
 ※2 WLB等推進企業の入札参加割合 ＝ WLB等推進企業が入札に参加した調達の件数 ÷ 取組実施済調達の件数
 ※3 各機関の入札参加割合の上段に、加点割合（最大値）の平均を青字で記載

令和2年度 機関ごとにみた取組実施調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の入札参加の件数と割合②

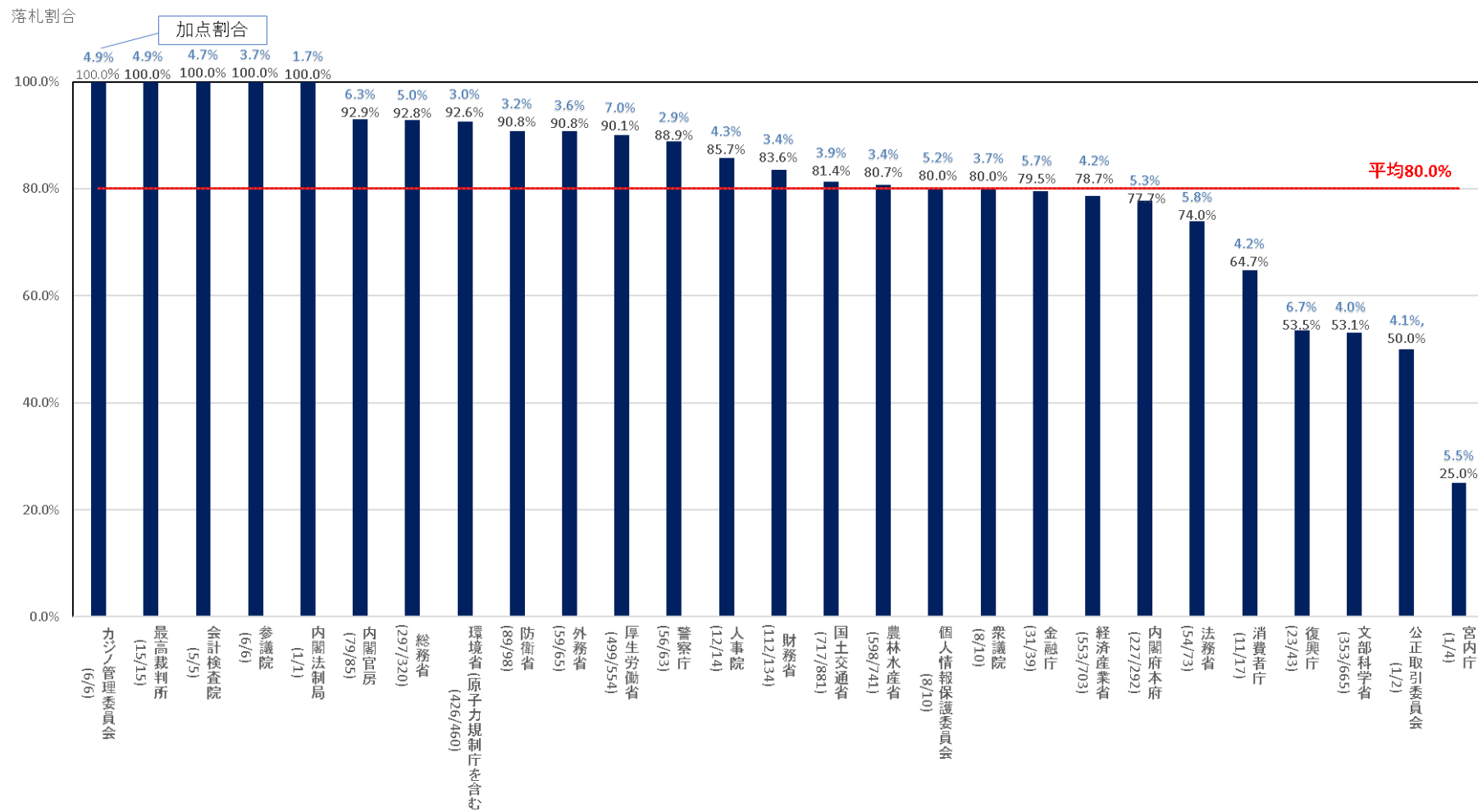
2 公共工事等



- ※1 各機関名の左に令和2年度の（WLB等推進企業が入札に参加した調達の件数／取組実施済調達の件数）を記載
 ※2 $\text{WLB等推進企業の入札参加割合} = \frac{\text{WLB等推進企業が入札に参加した調達の件数}}{\text{取組実施済調達の件数}}$
 ※3 令和2年度に取組実施済調達があった機関のみ掲載
 ※4 各機関の入札参加割合の上段に、加点割合（最大値）の平均を青字で記載

令和2年度 機関ごとにみた取組実施調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の落札の件数と割合①

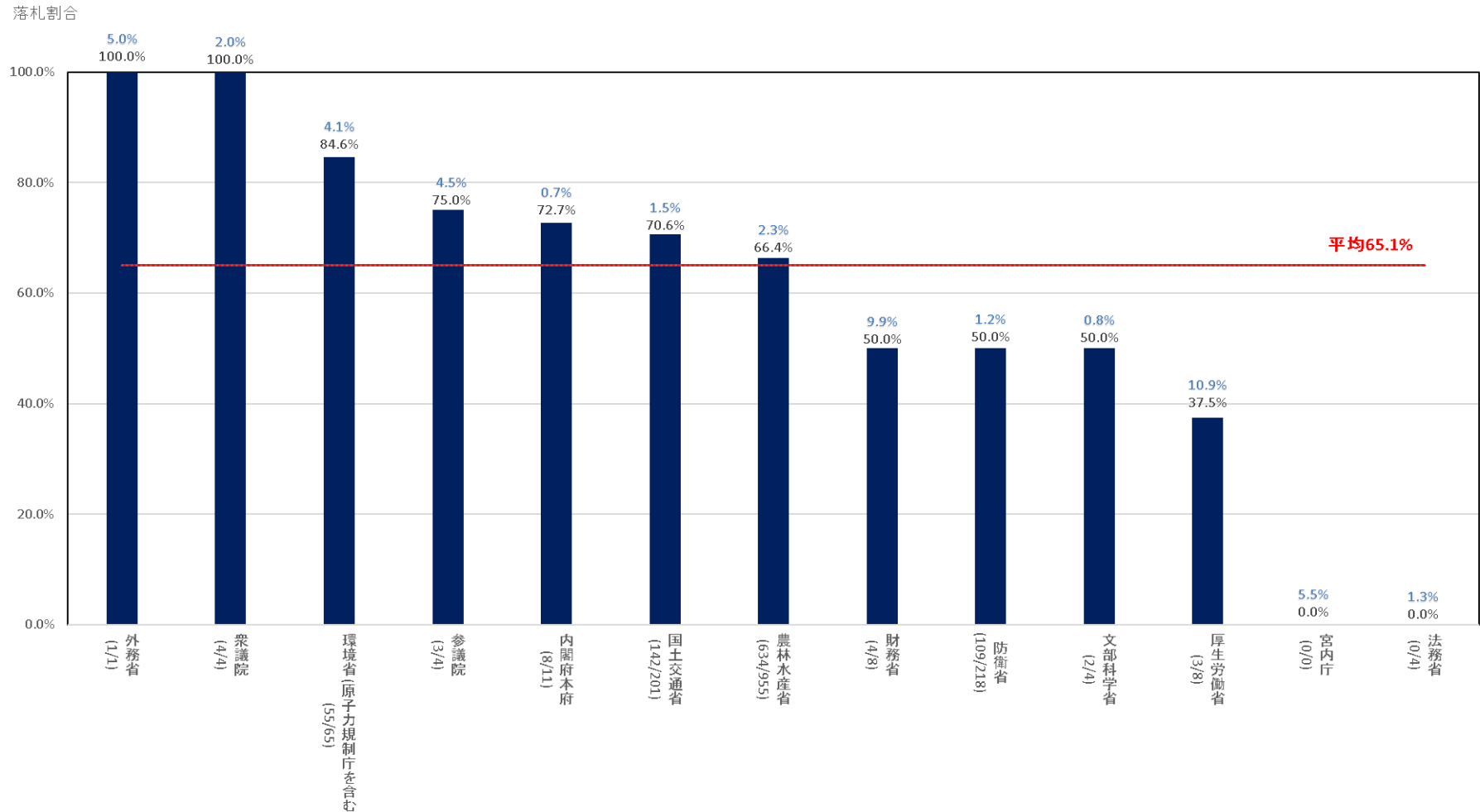
1 物品役務等



- ※1 各機関名の左に令和2年度の（WLB等推進企業の落札件数／WLB等推進企業が入札に参加した調達の件数）を記載
 ※2 $\text{WLB等推進企業の落札割合} = \text{WLB等推進企業の落札件数} \div \text{WLB等推進企業が入札に参加した調達の件数}$
 ※3 各機関の入札参加割合の上段に、加点割合（最大値）の平均を青字で記載

令和２年度 機関ごとにみた取組実施調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の落札の件数と割合②

2 公共工事等



- ※ 1 各機関名の左に令和２年度の（WLB等推進企業の落札件数／WLB等推進企業が入札に参加した調達の件数）を記載
- ※ 2 $\text{WLB等推進企業の落札割合} = \text{WLB等推進企業の落札件数} \div \text{WLB等推進企業が入札に参加した調達の件数}$
- ※ 3 令和２年度に取組実施調達があった機関のみ掲載
- ※ 4 各機関の入札参加割合の上段に、加算割合（最大値）の平均を青字で記載

令和2年度 各機関の取組実施済調達に係る加点割合（最大値）の平均と 各機関が方針等に定めている標準的な加点割合の比較

物品役務等では約半数の機関で加点割合（最大値）の平均が自らが方針等に定めている標準的な加点割合を下回っている。（水色の網掛けで表示）

機関名（※1）	取組可能 調達の件数	物品役務等			公共工事等		
		取組実施済 調達の件数	加点割合 の平均値 （※2）	方針等に定めている標準的な加点割合 （※3）	取組実施済 調達の件数	加点割合 の平均値 （※2）	方針等に定めている標準的な加点割合 （※3）
国土交通省	22,592	1,803	3.9%	5, 7, 10, 12%	231	1.5%	1点
農林水産省	4,870	1,593	3.4%	5%（男女共同参画等に関連する研究開発等、女性 が重要な対象者である広報事業等は10%）	2,109	2.3%	1点
文部科学省	1,468	1,461	4.0%	5%（男女共同参画等に関連する調査事業等は7%）	7	0.8%	—
防衛省	1,248	146	3.2%	1%～12%（女性の視点を取り込むことにより品質向 上に資するものについては、12%も可能）	878	1.2%	1/40、1/60～1/130、 1/120～1/310
厚生労働省	996	970	7.0%	5, 7, 12%（10%も可）	26	10.9%	5, 7, 12%（10%も可）
経済産業省	993	984	4.2%	5, 7, 10, 12%	—	—	5, 7, 10, 12%
環境省 （原子力規制庁を含む。）	836	697	3.0%	5点	139	4.1%	5点
内閣府本府	825	379	5.3%	5, 7, 10, 12%	33	0.7%	5, 7, 10, 12%
総務省	636	422	5.0%	5, 7, 10, 12%	—	—	5, 7, 10, 12%
財務省	236	218	3.4%	5%（ワーク・ライフ・バランスに関連する調達につ いては、7, 10, 12%も可能）	18	9.9%	5%（ワーク・ライフ・バランスに関連する調達 については、7, 10, 12%も可能）
法務省	203	151	5.8%	5, 7, 10, 12%	5	1.3%	1点
最高裁判所	180	19	4.9%	5, 7, 10, 12%	—	—	1/60
外務省	144	143	3.6%	3, 5, 10%	1	5.0%	3, 5, 10%
内閣官房	97	97	6.3%	5, 7, 10, 12%	—	—	5, 7, 10, 12%
警察庁	75	74	2.9%	5, 7, 10, 12%	—	—	5, 7, 10, 12%
復興庁	50	50	6.7%	10%	—	—	—

※1 取組可能調達の件数が50件未満の機関を除く

※2 令和2年度の取組実施済調達に係る加点割合（最大値）の平均

※3 令和3年7月時点の加点割合を記載。「プラチナえるぼし認定」の施行に合わせて、令和2年6月1日に「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」別紙1に例示している加点割合が「3, 5, 10%」から「5, 7, 10, 12%」へ引き上げられたため、令和2年度の調達には引き上げ前に例示していた加点割合（3, 5, 10%）を参考としていたものがある。

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領 (平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)の改正案の概要

- ・ 関係法令の改正や本取組の実施状況等を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の更なる受注機会の拡大を図るため、実施要領の改正を予定
(令和4年4月1日施行予定)
- ・ 改正後は取組状況の更なる見える化を行うとともに、国の機関及び独立行政法人等に対し、標準的な加点割合の引き上げを要請する予定

【主な改正内容(案)】

①くるみん認定・プラチナくるみん認定の配点例の引き上げ等

令和4年4月1日から、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準が引き上げられることや、トライくるみん認定の新設(具体的な改正内容は参考資料4を参照)を踏まえ、これらの認定に係る配点例を改正

②本取組の実施状況の更なる見える化

毎年度、内閣府が実施する取組状況の調査・公表事項について、取組を実施した調達に関する加点評価の実施状況、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の入札参加及び受注の状況等、新たに実施する項目を明記

③加点評価の対象企業に係る改正

令和元年の女性活躍推進法改正において、同法第8条に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が常用労働者「301人以上」から「101人以上」の事業主に拡大されたことに伴い、行動計画策定による加点評価の対象企業を常用労働者「300人以下」から「100人以下」に改正

配点例の改正案

改正箇所を黄色網掛けと赤字で表示

〈各認定基準の難易度に応じて配点を設定〉

評価項目例	認定等の区分		総配点に占める加点の割合〔単位：％〕			
			配点例① (12%の場合)	配点例② (10%の場合)	配点例③ (7%の場合)	配点例④ (5%の場合)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)	プラチナえるぼし 	12	10	7	5
		えるぼし 3段階目 	10	8	6	4
		えるぼし 2段階目 	8	7	5	3
		えるぼし 1段階目 	5	4	3	2
		行動計画策定 ※	2	2	1	1
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん 	9→12	8→10	5→7	4→5
		くるみん (令和4年4月1日以降の基準) 	8	7	5	3
		くるみん (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 	7	6	4	3
		トライくるみん 	6	5	4	3
		くるみん (平成29年3月31日までの基準) 	5	4	3	2
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 (ユースエール認定企業) 		9	8	5	4

※常時雇用する労働者が100人以下の事業主に限る